

苫小牧工業高等専門学校研究生規則

規則第19号

制 定 昭和56年10月1日
一部改正 昭和57年4月1日
一部改正 平成4年4月1日
一部改正 平成16年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、苫小牧工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第51条第2項の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校研究生（以下「研究生」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第2条 研究生として入学を志願する者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 前号と同等以上の研究能力及び学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添え、入学1月前までに校長に願出しなければならない。

- 一 入学願書（本校所定のもの）
- 二 履歴書
- 三 最終出身学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書
- 四 健康診断書（本校所定のもの）
- 五 志願者が現に職を有している場合は、勤務先所属長の承諾書

(入学者の選考)

第4条 研究生の選考は、校長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第5条 前条の規定により研究生として選考された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付し、かつ、在学中の保証人と連署した誓約書を提出しなければならない。

- 2 誓約書は、入学時まで提出するものとする。
- 3 入学料は、入学時まで納付するものとする。
- 4 授業料は、研究期間に相当する額を研究当初の月に納付しなければならない。ただし、研究期間が後期にまたがるときは、後期分の額はその当初に納付するものとする。
- 5 校長は、第2項に規定する誓約書を提出し、かつ、第3項に規定する入学料を納付した者に入学を許可する。

第5条の2 第3条の検定料、第5条の入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高

等専門学校機構規則第35号)に係る通達に定める額とする。

(検定料等の還付)

第6条 既納の検定料，入学料及び授業料は還付しない。

(入学の時期)

第7条 研究生の入学の時期は，原則として学年又は学期の始めとする。

(研究期間)

第8条 研究生の研究期間は，6か月以上1年以内とする。ただし，願い出により研究期間の延長を許可することがある。

(指導教員)

第9条 研究生の指導教員は，校長が決定する。

2 研究生は，指導教員の指導を受け研究に従事するものとする。

3 指導教員は，研究生を研究目的以外の業務に従事させてはならない。

(講義，実験等)

第10条 研究生に対して，指導教員が必要と認める場合は，授業科目担当教員の許可を得て，講義，演習又は実験，実習に出席させることができる。

(研究報告書等)

第11条 研究生は，在学期間満了のときは，研究報告書を指導教員を経て校長に提出しなければならない。

2 研究証明書は，研究生の希望により交付することがある。

(実験，実習費用)

第12条 研究生の実験，実習等に要する費用は，研究生の負担とすることがある。

(退学)

第13条 研究生が研究期間満了前に退学しようとするときは，指導教員の承諾を得て退学願を校長に提出し，その許可を受けなければならない。

(学則等の準用)

第14条 研究生については，この規則に定めるもののほか，学則第3条から第6条まで，第24条及び第46条の規定を準用する。

附 則

この規則は，昭和56年10月1日から施行する。

附 則

この規則は，昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。